

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 緊急修学支援募金

ご 案 内



北里大学
KITASATO UNIVERSITY

URL : <https://www.kitasato-u.ac.jp/jp>

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急修学支援への募金のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より学校法人北里研究所・北里大学に多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大は、本学の学生の修学環境にも大きな影響をもたらしました。家計の急変や、アルバイト収入の減少などによって経済的に厳しい状況となり、修学の継続に不安を感じている学生も少なくありません。

本学では、これまで学費減免措置をはじめ、全学生への学生支援金の給付、学生生活支援金の貸与、学費納入期限の延長等を実施してまいりましたが、今後もさらなる支援の継続が必要です。

かかる状況に鑑みて、この度新たに「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急修学支援募金」を実施することと致しました。高い志を持って本学に入学し、社会に羽ばたいていこうとする学生が、不本意にも経済的事由によって修学を断念することなく、安心して大学生生活が続けられるよう、皆様の厚いご支援とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

謹白

2020年10月

学校法人北里研究所

理事長 小林 弘 祐

北里大学長 島 袋 香 子

募 金 要 領

募金名称	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急修学支援募金
使 途	奨学金（学費等支援）の給付による修学支援
目 標 額	1 億円
募金期間	2020 年 10 月 16 日～2022 年 3 月 31 日
寄付金額	個人 3 万円以上 法人 10 万円以上 金額の多寡にかかわらずお受けいたします。
募金対象	教職員・卒業生・学生保証人・篤志家・企業等
申込方法	所定の「寄付金申込書」に必要事項をご記入頂き、次の連絡先まで必ず郵送または FAX にてお送りください。寄付金申込書をご提出いただけない場合、寄付者の確認が困難になり、領収証をお送りできない場合がございます。必ずご送付をお願いいたします。 【寄付金申込書のご郵送先】 〒108-8641 東京都港区白金 5-9-1 学校法人北里研究所 総務部企画課 TEL : 03-5791-6479 (平日 9:00～17:00) FAX : 03-3444-2530

振込(払込)方法

次の指定金融機関の口座宛に窓口で振込（払込）をお願いいたします。

クレジットカード、インターネットバンキング(ペイジー)をご希望の方は 北里大学ホームページ（「ご支援のお願い」から本募金専用ページへ）をご覧ください。

<https://www.kitasato.ac.jp/jp/contribution/student/index.html>

- ・三菱 UFJ 銀行 恵比寿支店（普通）4604209
口座名義 : ガク) キタサトケンキュウシヨ
 - ・みずほ銀行 麻布支店（普通）429697
口座名義 : ガク) キタサトケンキュウシヨ
 - ・りそな銀行 田町支店（普通）3671333
口座名義 : ガク) キタサトケンキュウシヨ
 - ・三井住友銀行 目黒支店（普通）2672046
口座名義 : ガク) キタサトケンキュウシヨ
 - ・ゆうちょ銀行（郵便局） 記号・番号：00150-3-282887
口座名義 : ガク) キタサトケンキュウシヨ
- ※ゆうちょ銀行以外の金融機関からゆうちょ銀行への払込の場合
店番 : 019 預金種類 : 普通預金 口座番号 : 0282887

寄付金に対する税制上の優遇措置

〈個人の方〉

1. 所得税法上の寄付金控除または公益社団法人等寄付金特別控除

北里大学に対するご寄付は、特定公益増進法人および租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号の要件を満たす学校法人への寄付として税制上の優遇措置を受けることができます。確定申告の際に①または②のどちらかの制度を選択し適用が受けられます。

①寄付金控除（所得控除）

寄付金（年間総所得の40%に相当する額が上限）が2千円（適用下限額）を超える場合は、その超えた金額がその年の課税所得金額から控除されます。

②公益社団法人等寄付金特別控除（税額控除）

寄付金（年間総所得の40%に相当する額が上限）が2千円（適用下限額）を超える場合は、その超えた金額の40%に相当する額（その年の所得税額の25%に相当する額が上限）が所得税額から控除されます

◎寄付金控除、公益社団法人等寄付金特別控除の手続き

本学が発行する寄付金領収証を、寄付を行った翌年に所轄税務署に提出して確定申告の手続きをおとりください。また、併せて必要となる「特定公益増進法人証明書（写）」または「税額控除に係る証明書（写）」は、寄付金領収証の裏面にございます。

※還付金の目安は裏面の「所得税法上の寄付金控除または公益社団法人等寄付金特別控除による還付金の目安」をご参照ください。

2. 住民税に係る税額控除

東京都・神奈川県・埼玉県・新潟県・岩手県・青森県及び北海道八雲町の条例で指定されている本学に対する寄付金について、2千円（適用下限額）を超える場合、東京都民税・神奈川県民税・埼玉県民税・新潟県民税・岩手県民税・青森県民税及び八雲町民税の税額控除の適用が受けられます。

なお、東京都・神奈川県・埼玉県・新潟県・岩手県・青森県・八雲町の区民税及び市町村民税は、区市町村によって寄付金控除の適用が異なりますので、各個人において確認していただくことになります。

◎住民税控除の手続きは、寄付金受領証明書（適用を受けている都・県・道（町）在住の方に発行）または寄付金領収証をもって、寄付を行った翌年の所得税の確定申告の際に住民税の申告を行ってください。

〈法人の方〉

学校法人に直接寄付をすると「特定公益増進法人」への寄付として、税の優遇措置が認められています。

損金算入限度額：（資本金×0.25%＋当該年度所得×6.25%）×1/2

「特定公益増進法人証明書（写）」は、寄付金領収証の裏面にございます。

個人情報の取り扱い

「北里大学における個人情報の保護に関する基本規程」を遵守し適正な取扱と保護に努めます。

1. 寄付者様の個人情報は、次のとおりです。

氏名、郵便番号、住所、電話番号、本学との関係

2. 個人情報は次に挙げる業務遂行のために使用させていただきます。

①領収証、御礼状等の関係書類の送付

②各種書類の送付

③法令に基づく業務

個人住民税控除の指定を受けた地方公共団体に対する控除対象寄付金受領に係る寄附者名簿の作成と提出など。

なお、上記業務のうち、一部の業務を受託業者に委託する場合があります。業務委託にあたり、受託業者に対して委託した業務を遂行するために必要となる範囲で、個人情報を提供することがあります。

寄付者様の個人情報は厳重に管理し、当該目的以外に使用することはありません、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

〔修学支援事業に関するお問い合わせ先〕

北里大学 教学センター事務室

〒252-0374 神奈川県相模原市南区北里1-15-1

TEL : 042-778-9730

FAX : 042-778-9463

E-mail : gakusei@kitasato-u.ac.jp

〔寄付のお手続きに関するお問い合わせ先〕

学校法人北里研究所 総務部企画課

〒108-8641 東京都港区白金5-9-1

TEL : 03-5791-6479

FAX : 03-3444-2530

E-mail : kifu@kitasato-u.ac.jp